

伊勢原市災害対策本部要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、伊勢原市災害対策本部条例（昭和38年伊勢原市条例第5号）第4条の規定に基づき、伊勢原市災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(設置及び廃止)

第2条 市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、円滑な災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第23条の2第1項の規定に基づき、伊勢原市地域防災計画の定めるところにより本部を設置する。

2 市長は、災害の拡大するおそれが解消し、災害応急対策がおおむね完了したと認めるときは、本部を廃止する。

(組織及び分担業務)

第3条 本部及び本部事務局の組織及び分担業務は、別表第1のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、災害対策上特別の必要がある場合は、本部の機構及び分担業務を伊勢原市災害対策本部長（以下「本部長」という。）が別に指示することができる。

(副本部長)

第4条 法第23条の2第3項に規定する伊勢原市災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、副市長及び教育長をもって充てる。

(市長の指名する本部員)

第5条 法第23条の2第3項に規定する伊勢原市災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、各部長、消防長、議会事務局長及びその他市長が必要と認める者をもって充てる。

(事務局長等)

第6条 本部事務局に事務局長、事務局長代理、班長、班長代理及び班員を置く。

2 事務局長は防災主管部長をもって充てる。

3 事務局長代理、班長、班長代理及び班員は、事務局長が指名する職員をもって充てる。

4 事務局長は、本部事務局の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

5 事務局長代理は、事務局長を補佐し、事務局長に事故ある場合は、その職務を代理する。

6 班長は、上司の命を受けて班の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

7 班長代理は、班長を補佐する。

8 班員は、上司の命を受け、所掌業務に従事する。

(部長等)

第7条 部に部長及び部長代理を、班に班長、班長代理及び班員を置く。

2 部に部付を必要に応じて置くことができる。

3 部長は、別表第1の部長等の欄に掲げる職にある者を充てる。

4 部長代理、班長、班長代理及び班員は、別表第1の所管する部内の職員から部長が指名する。

- 5 地域対策部の部長、部長代理、班長、班長代理及び班員は、前2項の中から本部長が指名する。
- 6 部長は、上司の命を受けて部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 7 部長代理及び部付は、部長を補佐し、部長に事故ある場合は、その職務を代理する。
- 8 班長は、上司の命を受けて班の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 9 班長代理は、班長を補佐する。
- 10 班員は、上司の命を受け、所掌業務に従事する。

(本部会議)

第8条 本部長は、災害対策上の重要な指示又は総合調整を行うため必要があるときは、本部会議を招集する。

- 2 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。
- 3 本部長は、必要があるときは、本部会議に防災関係機関の職員の出席を求めることができる。
- 4 本部会議は、おおむね次に掲げる事項について協議する。
 - (1) 災害応急対策の基本方針に関すること。
 - (2) 配備動員計画に関すること。
 - (3) 各部課間調整事項の指示に関すること。
 - (4) 避難の勧告、指示及び避難誘導に関すること。
 - (5) 警戒区域の設定に関すること。
 - (6) 自衛隊災害派遣要請に関すること。
 - (7) 国、県及び関係機関との連絡調整に関すること。
 - (8) 災害救助法適用申請に関すること。
 - (9) 他市町村への応援要請に関すること。
 - (10) その他本部長が必要と認めること。

(本部連絡員)

第9条 本部に本部連絡員を若干名置き、部長が所属職員のうちから指定する。

- 2 本部連絡員は、本部室において服務し、所属部と本部事務局との連絡に当たるとともに、所属部に関する被害及び災害活動に関する情報並びに資料の整理等本部事務局の業務を補助する。

(配備体制)

第10条 災害状況等に応じ災害対策活動を円滑に行うための配備体制は、別表第2のとおりとする。

- 2 部長及び事務局長(以下「部長等」という。)は、前項に規定する配備体制に基づき、所属する職員の配備動員計画をあらかじめ定めておくものとする。
- 3 配備動員計画は、別に定めるものとする。
- 4 配備動員計画は、勤務時間外、休日等に発生した災害においても、所属する職員が迅速に対応できるように、職員の居住地等も考慮し定めるものとする。

(配備体制の決定)

第11条 本部長は、本部を設置したときは、職員の配備体制を決定し、その旨部長等に通知するものとする。

- 2 部長は、前項の規定による通知を受けたとき、又は別表第2に定める配備体制を必要と認める事態を承知したときは、配備動員計画に基づき必要な職員を配備につかせるものとする。
- 3 部長等は、前項の規定により職員を動員したときは、職員動員報告書（第1号様式）により本部事務局に報告するものとする。
- 4 部長等は、災害の状況等により必要と認めるときは、第2項の規定にかかわらず配備人員を増減するものとする。
- 5 部長等は、災害の状況等により所属職員の配備をもっては十分な災害応急活動を実施できないと認めるときは、本部長に対し応援を求めることができる。

（1号配備）

第12条 1号配備下における活動は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 本部事務局長は、神奈川県その他関係機関と連絡をとり、気象情報、通報等を収集して本部長に報告するとともに、必要に応じて関係部長に連絡する。
- (2) 部長は、所掌事務に係る情報を収集したときは、本部事務局長に連絡する。

（2号配備）

第13条 2号配備下における活動は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 本部事務局長は、各部長と連絡を密にするとともに、災害情報等から客観情勢を判断し、随時本部長に報告する。
- (2) 部長は、所掌事務に係る情報収集活動及び災害応急対策計画に従い、災害対策活動に全力を集中するとともに、その活動状況を随時本部長に報告するものとする。

（配備体制の開始及び解散）

第14条 配備体制の開始及び解散は、本部長が指令する。

（緊急参集等）

第15条 職員は、勤務時間外、休日等において災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあることを承知したときは、配備動員計画に基づき、あらかじめ指定された場所に参集し、又は所属部班に連絡をとり、上司の指示を受けるものとする。

- 2 職員は、災害時においては、テレビ、ラジオ等の災害報道の聴取に努めるものとする。
- 3 部長等は、職員の参集状況に応じ、順次応急対策班を強化するものとする。この場合、あらかじめ定められた者以外の職員を指名して、配備につけ、応急活動を命ずることができる。なお、職員の参集状況と災害の状況を勘案し、順次指令された配備体制に移行するものとする。
- 4 勤務時間外、休日等における別表第2に定める配備体制下において、この要綱又は配備動員計画により、災害応急対策活動の指揮をとる者として、あらかじめ定められた職員が参集するまでの間は、緊急参集者のうち上席の者がその職務を代行する。

（災害対策連絡方法等）

第16条 災害対策に関する情報等の連絡は、すべて災害情報連絡票（第2号様式）に記載して行うものとする。

- 2 気象通報の連絡は、横浜地方気象台、神奈川県等から提供される警報・注意報発表用紙、気象情報発表用紙、台風情報発表用紙等をもって行うものとする。
- 3 各部長は、災害情報連絡票を必要の都度集計し、その被害の状況を取りまとめ、被害

状況等報告（中間・確定報告）（第3号様式、第3号様式の2、第3号様式の3）に記載して、本部事務局に報告するものとする。

- 4 被害状況の報告は、災害報告取扱要領（昭和45年4月消防防第246号消防庁長官通知）の第2記入要領に定める被害の分類認定基準より行うものとする。
- 5 本部長は、県知事に対し被害状況等を報告するときは、神奈川県災害情報管理システム運営要綱（平成20年4月1日施行）の定めるところにより行うとともに必要に応じ、次の用紙により報告するものとする。

(1) 人的・建物被害等（災害発生・被害中間）報告（第4号様式）

(2) 公共施設等被害（災害発生・被害中間）報告（第5号様式）

(3) 災害確定報告（第6号様式）

（雑則）

第17条 本部の庶務は、防災主管課が行う。

附 則（平成9年1月21日告示第1号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成9年3月1日から施行する。
（伊勢原市災害対策本部要綱の廃止）
- 2 伊勢原市災害対策本部要綱（昭和42年伊勢原市告示第25号）は、廃止する。

附 則（平成9年5月28日告示第52号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成11年4月13日告示第38号）

この告示は、公表の日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則（平成12年4月1日告示第68号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成13年4月17日告示第52号）

- この告示は、公表の日から施行し、改正後の伊勢原市災害対策本部要綱の規定は、平成13年4月1日から適用する。

附 則（平成14年4月9日告示第63号）

- この告示は、公表の日から施行し、改正後の伊勢原市災害対策本部要綱の規定は、平成14年4月1日から適用する。

附 則（平成15年4月28日告示第69号）

- この告示は、公表の日から施行し、改正後の伊勢原市災害対策本部要綱の規定は、平成15年4月1日から適用する。

附 則（平成16年5月26日告示第69号）

この告示は、公表の日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則（平成17年5月20日告示第63号）

この告示は、公表の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則（平成19年4月1日告示91号）

（施行期日）

- 1 この告示は、公表の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この告示の際現に在職する収入役が在職する間は、第4条及び別表第1中「副市長」とあるのは「副市長、収入役」とする。

附 則 (平成20年6月27日告示106号)

この告示は、公表の日から施行し、改正後の伊勢原市災害対策本部要綱の規定は、平成20年4月1日から適用する。

附 則 (平成25年7月4日告示第124号)

この告示は、公表の日から施行し、改正後の伊勢原市災害対策本部要綱の規定は、平成25年4月1日から適用する。

附 則 (令和2年6月16日告示第90号)

この告示は、公表の日から施行し、改正後の伊勢原市災害対策本部要綱の規定は、令和2年4月1日から適用する。

別表第1（第3条関係）

伊勢原市災害対策本部の組織及び分担業務

本部長 市長

副本部長 副市長、教育長

（1）本部事務局

名称	事務局長	分担業務
本部事務局	防災主管部長	1 災害対策本部の庶務に関する事。
本部事務局付		2 避難勧告、指示及び避難誘導に関する事。 3 防災関係機関との連絡調整に関する事。 4 自衛隊の出動に関する事。 5 気象情報等の取りまとめに関する事。 6 水防活動の総括指揮に関する事。 7 その他各部との連絡調整及び各部班の所管に属さないこと。 8 初動期における広域避難所の開設等に関する事。 9 初動期における広域避難所の運営等に関する事。 10 初動期における広域避難所との連絡調整等に関する事。

（2）部及び班

部	部長等	班	分担業務
本部支援部（企画部）	企画部長	本部支援班	1 災害対策本部の設置及び本部事務局の支援に関する事。 2 各部からの被害報告及び記録の取りまとめに関する事。 3 各班の応援に関する事。 4 災害応急対策に必要な特命事項に関する事。 5 初動期における広域避難所の開設等に関する事。 6 初動期における広域避難所の運営等に関する事。 7 初動期における広域避難所との連絡調整等に関する事。
		災害広報班	1 災害広報活動の実施に関する事。 2 報道機関への災害情報、生活情報の収集伝達及び連絡調整に関する事。 3 被災状況の写真撮影等記録に関する事。

		<ul style="list-style-type: none"> 4 各班の応援に関する事。 5 災害応急対策に必要な特命事項に関する事。
	財務会計班	<ul style="list-style-type: none"> 1 災害救助法、激甚災害法、被災者生活再建支援法の適用及び災害関係予算に関する事。 2 義援金の保管に関する事。 3 災害時における緊急支払に関する事。 4 各班の応援に関する事。 5 災害応急対策に必要な特命事項に関する事。
	秘書班	<ul style="list-style-type: none"> 1 本部長及び副本部長の秘書に関する事。 2 各班の応援に関する事。 3 災害応急対策に必要な特命事項に関する事。
総務部	受援・応援班 (受援・応援受入本部)	<ul style="list-style-type: none"> 1 地方公共団体等相互間の受援及び応援に関する事。 2 受援及び応援に関する、状況把握及び庁内調整に関する事。 3 受援及び応援に係る活動拠点の確保に関する事。 4 受援及び応援職員の身分取扱に関する事。 5 職員及び応援職員等の健康に関する事。 6 り災職員の調査及び心のケア等に関する事。 7 職員の公務災害補償に関する事。 8 受援及び応援に係る費用負担に関する事。
	庁舎管理班	<ul style="list-style-type: none"> 1 市庁舎来庁者全体の安全確保に関する事。 2 市庁舎の被害調査及び応急対策に関する事。 3 電子計算施設の保全措置に関する事。 4 公用車の配車及び燃料確保に関する事。 5 市有財産の被害調査及び応急対策に関する事。 6 各班の応援に関する事。 7 災害応急対策に必要な特命事項に関する事。
	緊急物資対策班	<ul style="list-style-type: none"> 1 救援物資等の輸送に関する事。 2 輸送業者等関係機関との連絡調整に関する事。 3 食料等の調達に関する事。 4 衣料、寝具、燃料その他の生活必需品の調達に関する事。 5 各班の応援に関する事。 6 災害応急対策に必要な特命事項に関する事。
	り災・被災証明班	<ul style="list-style-type: none"> 1 り災及び被災に係る土地建物の被害調査に関する事。 2 り災証明に関する事。

			<ul style="list-style-type: none"> 3 被災証明に関すること。 4 各班の応援に関すること。 5 災害応急対策に必要な特命事項に関すること。
		特別班	<ul style="list-style-type: none"> 1 職員の給食等の手配に関すること。 2 各班の応援に関すること。 3 災害応急対策に必要な特命事項に関すること。
市民生活部	市民生活部長	施設管理班	<ul style="list-style-type: none"> 1 所管施設（コミュニティ施設、市民文化会館、駐輪場等）の被害調査及び応急対策に関すること。 2 各班の応援に関すること。 3 災害応急対策に必要な特命事項に関すること。
		外国人対応班	<ul style="list-style-type: none"> 1 外国人対策に関すること。 2 各班の応援に関すること。 3 災害応急対策に必要な特命事項に関すること。
		市民生活班	<ul style="list-style-type: none"> 1 災害時の交通安全対策及び防犯対策に関すること。 2 り災市民の相談に関すること。 3 広域火葬に関すること。 4 各班の応援に関すること。 5 災害応急対策に必要な特命事項に関すること。
経済環境部	経済環境部長	施設管理班	<ul style="list-style-type: none"> 1 森林レクリエーション施設利用者の安全確保に関すること。 2 所管施設（農道、林道）の被害調査及び応急対策に関すること。 3 各班の応援に関すること。 4 災害応急対策に必要な特命事項に関すること。
		観光客・帰宅困難者対策班	<ul style="list-style-type: none"> 1 観光施設利用者の安全確保に関すること。 2 観光施設の被害調査及び応急対策に関すること。 3 帰宅困難者対策に関すること。 4 各班の応援に関すること。 5 災害応急対策に必要な特命事項に関すること。
		環境衛生班	<ul style="list-style-type: none"> 1 清掃施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2 災害ごみの収集及びし尿のくみ取り処分に関すること。 3 環境衛生の保持に関すること。 4 そ族及び昆虫の駆除に関すること。 5 公害防止施設の被害調査に関すること。 6 各班の応援に関すること。 7 災害応急対策に必要な特命事項に関すること。

		特別班	<ol style="list-style-type: none"> 1 農業、林業関係の被害調査及び応急対策に関すること。 2 商工関係等の被害調査及び取りまとめに関すること。 3 危険動物の逸走対策に関すること。 4 各班の応援に関すること。 5 災害応急対策に必要な特命事項に関すること。
保健 福祉 部	保健 福祉 部長	施設管理班	<ol style="list-style-type: none"> 1 福祉施設（伊勢原シティプラザ、老人福祉センター、福祉館、市立武道館等）の利用者の安全確保に関すること。 2 福祉施設（伊勢原シティプラザ、老人福祉センター、福祉館、市立武道館等）の被害調査及び応急対策に関すること。 3 各班の応援に関すること。 4 災害応急対策に必要な特命事項に関すること。
		避難行動要支援者・要配慮者支援班	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難行動要支援者対策に関すること。 2 要配慮者対策に関すること。 3 福祉避難所の運営に関すること。 4 各班の応援に関すること。 5 災害応急対策に必要な特命事項に関すること。
		医療対策班	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療及び助産に関すること。 2 医師会等との連絡調整に関すること。 3 医薬品及び器材の確保・調達に関すること。 4 防疫（感染症）等保健衛生に関すること。 5 被災者の心のケアに関すること。 6 ペット対策に関すること。 7 各班の応援に関すること。 8 災害応急対策に必要な特命事項に関すること。
		多数遺体収容班	<ol style="list-style-type: none"> 1 遺体の収容所の開設、保存、埋葬に関すること。 2 各班の応援に関すること。 3 災害応急対策に必要な特命事項に関すること。
		被災者・ボランティア活動支援班	<ol style="list-style-type: none"> 1 ボランティア支援センターの設置に関すること。 2 日本赤十字社その他の社会福祉機関との連絡及び協力要請に関すること。 3 義援金品の受領及び配分計画に関すること。 4 応急仮設住宅の入居対象世帯の認定に関すること。 5 被災者生活再建支援法の運用実務に関すること。 6 各班の応援に関すること。 7 災害応急対策に必要な特命事項に関すること。

子ども部	子ども部長	施設管理班	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設（児童館、児童コミュニティクラブ、青少年施設等）の利用者の安全確保に関すること。 2 所管施設（児童館、児童コミュニティクラブ、青少年施設等）の被害調査及び応急対策に関すること。 3 各班の応援に関すること。 4 災害応急対策に必要な特命事項に関すること。
		保育・児童対策班	<ol style="list-style-type: none"> 1 保育所利用者の安全確保に関すること。 2 保育所の被害調査及び応急対策に関すること。 3 災害時要援護者（乳幼児）対策に関すること。 4 各班の応援に関すること。 5 災害応急対策に必要な特命事項に関すること。
都市部	都市部長	公園管理班	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設（公園、体育館、市営住宅等）利用者の安全確保に関すること。 2 所管施設（公園、体育館、市営住宅等）の被害調査及び応急対策に関すること。 3 各班の応援に関すること。 4 災害応急対策に必要な特命事項に関すること。
		ライフライン対策班	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気、電話、ガス及び上水道施設の状況把握に関すること。 2 交通機関（鉄道及びバス）の運行状況に関すること。 3 伊勢原駅自由通路利用者の安全確保に関すること。 4 伊勢原駅自由通路の被害調査及び応急対策に関すること。 5 応急給水活動に関すること。 6 各班の応援に関すること。 7 災害応急対策に必要な特命事項に関すること。
		建築安全・住宅班 (応急危険度判定実施本部)	<ol style="list-style-type: none"> 1 広域避難所の応急危険度判定活動に関すること。 2 被災建築物の応急危険度判定活動に関すること。 3 被災宅地危険度判定活動に関すること。 4 建築物の応急修理及び緊急措置に関すること。 5 応急仮設住宅の建設に関すること。 6 各班の応援に関すること。 7 市営住宅利用者の安全確保に関すること。 8 市営住宅の被害調査及び応急対策に関すること。 9 災害応急対策に必要な特命事項に関すること。
		特別班	<ol style="list-style-type: none"> 1 緊急輸送道路の確保に関すること。

			<ul style="list-style-type: none"> 2 国道、県道等の被害調査及び関係機関との連絡調整並びに 応急対策に関すること。 3 各班の応援に関すること。 4 災害応急対策に必要な特命事項に関すること。
土 木 部	土木 部長	道路管理班	<ul style="list-style-type: none"> 1 道路、橋りょう等の被害調査及び応急対策に関すること。 2 市道の啓開に関すること。 3 緊急輸送道路補完道路の確保に関すること。 4 応急対策に必要な機械器具、資材等の調達に関すること。 5 各班の応援に関すること。 6 災害応急対策に必要な特命事項に関すること。
		河川・下水道 管理班	<ul style="list-style-type: none"> 1 公共下水道施設等の被害調査及び応急対策に関するこ と。 2 河川水路等の被害調査及び応急対策に関すること。 3 砂防及び急傾斜地等の被害調査及び応急対策に関するこ と。 4 応急対策に必要な機械器具、資材等の調達に関すること。 5 各班の応援に関すること。 6 災害応急対策に必要な特命事項に関すること。
消 防 部	消防長	消防総務班	<ul style="list-style-type: none"> 1 消防施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2 消防活動全般の総括指揮に関すること。 3 消防団及び関係機関との連絡調整に関すること。 4 消防相互応援協定に関すること。 5 緊急消防援助隊の活動調整に関すること。 6 各班の応援に関すること。 7 災害応急対策に必要な特命事項に関すること。
		消防活動班	<ul style="list-style-type: none"> 1 火災、水災等の警戒及び防ぎよに関すること。 2 人命の救出、救助及び傷病者の応急手当並びに搬送に関 すること。 3 避難勧告、指示及び避難誘導に関すること。 4 被害の情報収集及び報告に関すること。 5 給水活動等の応援に関すること。 6 消防広報に関すること。 7 消防通信の統制運用に関すること。 8 各班の応援に関すること。 9 災害応急対策に必要な特命事項に関すること。
教	教育	施設管理班	<ul style="list-style-type: none"> 1 所管施設（学校施設、市立公民館、市立武道館、図書館、

育 部	部長		<p>子ども科学館等)の利用者の安全確保に関すること。</p> <p>2 所管施設(学校施設、市立公民館、市立武道館、図書館、子ども科学館等)の被害調査及び応急対策に関すること。</p> <p>3 り災者に対する学校給食施設の管理運営に関すること。</p>
		学校教育班	<p>1 児童生徒の避難指導に関すること。</p> <p>2 被災児童及び生徒の把握に関すること。</p> <p>3 災害時の学習指導等学校教育の応急対策に関すること。</p> <p>4 被災児童及び生徒に対する教科書その他学用品の給与に関すること。</p>
		特別班	<p>1 文化財の保護及び応急対策に関すること。</p> <p>2 各班の応援に関すること。</p> <p>3 災害応急対策に必要な特命事項に関すること。</p>
		避難所支援班	<p>1 初動期以降における広域避難所の開設等に関すること。</p> <p>2 初動期以降における広域避難所の運営等に関すること。</p> <p>3 初動期以降における広域避難所との連絡調整等に関すること。</p>
		伊勢原北 地域対策部	<p>1 情報収集及び伝達に関すること。</p> <p>2 広報活動に関すること。</p>
		伊勢原南 地域対策部	<p>3 避難誘導に関すること。</p> <p>4 広域避難場所及び避難所運営に関すること。</p>
		大山 地域対策部	<p>5 救援物資等(飲料水、食糧及び生活必需品)の受け取り、確保及び配分に関すること。</p>
		高部屋 地域対策部	<p>6 避難所の防疫及び保健衛生に関すること。</p> <p>7 ボランティアの運用に関すること。</p>
		比々多 地域対策部	<p>8 災害応急対策に必要な特命事項に関すること。</p>
		成瀬西 地域対策部	
		成瀬東 地域対策部	
大田 地域対策部			
議 会 部	議 会 事 務 局 長	議会部	<p>1 議員より収集した被災状況等を災害対策本部に提供すること。</p> <p>2 災害対策本部から報告を受けた災害情報等を議員に提供すること。</p>

3 災害応急対策に必要な特命事項に関すること。

別表第2（第10条関係）

配 備 体 制

種 別	動員する職員	配 備 時 期	
		風 水 害	地 震
1号配備 (警戒体制)	各部の中で必要とする班に属する職員のうちから各部長等が指名した者	(1)土砂災害発生の兆現象、河川の破堤・越水等がみられ、さらに被害が拡大するおそれがある場合 (2)その他本部長が必要と認めるとき。	(1)市内に設置されている震度計（伊勢原観測点）が震度4以上を観測したとき。 (2)気象庁から、南海トラフ地震臨時情報が発表されたとき。 (3)その他本部長が必要と認めるとき。
2号配備 (非常体制)	全職員	(1)大規模災害が発生したとき。 (2)その他本部長が必要と認めるとき。	市内に設置されている震度計（伊勢原観測点）が震度5弱以上を観測したとき。

職員動員報告書

年 月 日		
伊勢原市災害対策本部事務局長 殿		
部 名		
部長名		
班 名		
班 の 現 況	配備動員計画	号 配 備
	班内職員数	人
	現在の動員数	人
	未配備人員	人
動 員 者 氏 名		
従事している 主な業務内容		

災害情報連絡票

No. _____

	年	月	日	時	分	発信・受信
発信機関				受信機関		
発信者（通報者）				受信者		
被害の程度 及び状況	災害発生日時					
	災害発生場所		明細地図 - -			
緊急の必要性及び 応急措置の状況						
その他						

被害状況等報告

人、住家の被害（中間・確定）							No. _____			
年 月 日 時 分 現在				受信時刻		月 日 時 分				
発信機関					発信者					
受信機関					受信者					
人の被害	死者		人		住家の被害	床上	棟数	棟		
	行方不明		人			浸水	世帯数	世帯		
	負傷	重傷者	人	人員			人			
		軽傷者	人	棟数		棟				
住家の被害	全壊	棟数	棟	浸水	世帯数	世帯	人員	人		
		世帯数	世帯		棟数	棟				
		人員	人		非住家の被害	全壊棟数	棟			
	半壊	棟数	棟	半壊棟数	棟	被害の発生状況 必要な 応急 対策				
		世帯数	世帯	被害の発生状況	棟					
		人員	人	一部破損	棟数				棟	
	一部破損	棟数	棟	世帯数	世帯				人員	人
		世帯数	世帯	全焼	棟数				棟	
		人員	人	世帯数	世帯				人員	人
	全焼	棟数	棟	半焼	棟数				棟	
		世帯数	世帯	世帯数	世帯				人員	人
		人員	人	部分焼	棟数				棟	
部分焼	棟数	棟	世帯数	世帯	人員				人	
	世帯数	世帯	必要	棟数	棟					
	人員	人	応急	世帯数	世帯					
対策	人員	人	部分焼	棟数	棟					

※ 被害報告

- 1 被害速報
各部長は、被害速報を毎日17時までに災害対策本部に提出するものとする。
- 2 被害確定報告
各部長は、被害調査が終了し確定したときは、被害状況等確定報告書を災害対策本部に提出するものとする。

被害状況等報告

施設被害（中間・確定）			No. _____
年 月 日 時 分 現在		受信時刻	月 日 時 分
発信機関		発信者	
受信機関		受信者	
内 容			
被害区分	・庁舎（ ） ・文教施設 ・社会福祉施設 ・住宅施設 ・集会施設 ・道路 ・橋りょう ・河川 ・砂防 ・がけ崩れ ・清掃施設 ・鉄道施設 ・下水道施設 ・水道施設 ・電話施設 ・電力施設 ・ガス施設 ・その他（ ）		
施設等名称			
発 生 日	日 時	月 日 時 分	
	場 所		
	原 因		
状 況	被害区域 区 間		
	管 理 者	(Tel)	
	被害程度 (概 要)		
	被 害 額	千円	
	応急対策 の 状 況		
	復旧見込み		
	そ の 他 参 考 事 項		

被害状況等報告

No. _____												
農林業被害（中間・確定）												
年 月 日 時 分 現在						受信時刻		月 日 時 分				
発信機関						発 信 者						
受信機関						受 信 者						
全 般 的 被 害 状 況	種別											
	区分	面 積	被害額	面 積	被害額	面 積	被害額	面 積	被害額	箇 所	被害額	
	流 失	h a	千円	h a	千円	h a	千円	h a	千円	()	千円	
	埋 没											
	冠 水											
	そ の 他											
	計											
重 大 な 被 害 状 況	場 所											
	被 害 種 別											
	発 生 日 時											
	被害の程度											
	被 害 額					千円			千円	千円		
	復旧見込み											
	備 考											

(注) 全般的被害状況の種別欄は、水稻、みかん、野菜等の種別及び農業用施設、林業施設の名称を記載する。

人的・建物被害等 **〔災害発生
被害中間〕** 報 告

報告の時限	月 日 時 分現在	受信時刻	時 分	
発信機関		受信機関		
発信者名	TEL	受信者名		
内 容				
発 生	日 時	月 日 時 分		
	場 所			
	原 因			
人 的 被 害	死 者	人		
	行方不明	人		
	負傷者	重 傷	人	
		軽 傷	人	
建 物 被 害	全 壊	棟	世帯 人	
	半 壊	棟	世帯 人	
	一部破損	棟	世帯 人	
	公共建物	棟 ()		
火 災 発 生	り災世帯数	世帯		
	り災者数	人		
	建 物	棟		
	危 険 物	件		
	そ の 他	件		
その他参考事項				

公共施設等被害**〔災害発生
被害中間〕** 報 告

報告の时限	月	日	時	分	現在	受信時刻	時	分				
発信機関						受信機関						
発信者名	TEL					受信者名						
内 容												
被害区分	・ 文教施設		・ 病院		・ 道路		・ 橋りょう		・ 河川			
	・ 港湾、漁港		・ 砂防		・ がけ崩れ		・ 清掃施設		・ 鉄道施設			
	・ 船舶		・ 水道施設		・ 電話施設		・ 電力施設		・ ガス施設			
	・ その他（									）		
発 生	日		時		月		日		時		分	
	場		所									
	原		因									
状 況	被害区域											
	区間											
	管 理 者		(TEL)									
	被害程度 (概 要)											
	応 急 対 策 の 状 況											
	復 旧 見 込 み											
そ の 他 参 考 事 項												

災害確定報告

市町村			区分			被害						
災害名			田			流出・埋没			ha			
確定年月日						年 月 日			冠 水			ha
報告者名			畑			流出・埋没			ha			
区分						被害			冠 水			ha
人的被害	死者		棟	文教施設			箇所					
	行方不明		世帯	病院			箇所					
	負傷者	重傷	人	道路			箇所					
		軽傷	人	橋りょう			箇所					
住家被害	全壊		棟	その他			河川			箇所		
			世帯				港湾			箇所		
			人				砂防			箇所		
	半壊		棟				清掃施設			箇所		
			世帯				崖くづれ			箇所		
			人				鉄道不通			箇所		
	一部破損		棟				被害船舶			隻		
			世帯				水道			戸		
			人				電話			回線		
	床上浸水		棟				電気			戸		
			世帯				ガス			戸		
			人				ブロック塀等			箇所		
床下浸水		棟	り 災 世 帯 数			世帯						
		世帯	り 災 者 数			人						
		人	火災発生			建物			件			
非住家	公共建物		棟	危険物			件					
	その他		棟	その他			件					

区 分		被 害	市 町 村 災 害 対 策 本 部	名 称			
公 立 文 教 施 設	千円			市 町 村 災 害 対 策 本 部	設 置	月	日
農 林 水 産 業 施 設	千円		解 散		月	日	時
公 共 土 木 施 設	千円						
そ の 他 の 公 共 施 設	千円						
小 計	千円						
そ の 他	農 産 被 害	千円					
	林 産 被 害	千円					
	畜 産 被 害	千円					
	水 産 被 害	千円					
	商 工 被 害	千円					
	そ の 他	千円	消 防 職 員 出 動 延 人 数	人			
被 害 総 額	千円		消 防 団 員 出 動 延 人 数	人			
備 考	1 災害発生場所						
	2 災害発生年月日						
	3 災害の種類概況						
	4 消防機関の活動状況						
	5 その他（避難勧告・指示の状況）						